

知立市市民体育館催物開催に伴う届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第25号）第64条第3号に規定する催物の開催に必要な手続を適正に行うため、知立市市民体育館で催物を開催する時の届出について定めることとする。

(届出)

第2条 知立市市民体育館で催物を開催しようとする者又は団体は、催物開催予定日の7営業日前までに知立市教育委員会（以下「委員会」という。）に知立市市民体育館催物開催届（様式第1）及び催物の内容がわかる資料、避難誘導等役員配置図面を提出するものとする。

(催物の内容の変更)

第3条 委員会は、前条の届出により確認する催物の内容が、知立市体育施設条例（昭和56年知立市条例第38号）及び知立市体育施設管理規則（昭和57年知立市規則第3号）の利用許可基準を満たさないと認められる場合、知立市市民体育館の用途変更が必要となる場合その他の知立市市民体育館を利用することが適当でないと認められる場合は、催物の内容の変更を求めることができる。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。